デイサービスセンター誠心園
通所介護運営規程

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人三光会が開設するデイサービスセンター誠心園（以下「事業所」という）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所の生活相談員等は、利用者の心身の状況等を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一　名称　　デイサービスセンター誠心園

二　所在地　日光市倉ヶ崎６０５－７

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第４条　センターに勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

一　管理者　１名

管理者は、デイサービスセンターの従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うこととする。

二　生活相談員　２名（常勤職員・１名は兼務）

生活相談員は、相談援助等の生活指導を行う。

三　看護職員及び介護職員　　看護職員　４名（常勤職員４名、兼務）

介護職員　７名（常勤職員７名）

看護職員及び介護職員は、必要な日常生活上の世話を行う。

四　機能訓練指導員　４名（看護職員と兼務）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

五　事務職員　３名（常勤職員、兼務）

事務職員は必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一　営業日　月曜日から土曜日までとする。ただし、12/31～1/3 を除く。

二　営業時間　午前８時半から午後５時半までとする。

（指定通所介護の施設等の区分・利用定員）

第６条　施設等の区分及び利用定員は、次のとおりとする。

一　施設等の区分　通常規模型

二　利用定員　　２５名

（指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額）

第７条　指定通所介護の内容は次の通りとし、指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときはその１割の額とする。

一　生活相談

二　機能訓練

三　入浴

四　食事（介護保険対象外）

五　送迎

２　次条に定める通常の事業実施地域外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用は、次のとおりとする。

一　通常の事業実施地域を越えてから１ｋｍあたり３０円とする。

３　食費（調理費及び食材料費）　　１日あたり６５０円とする。

４　その他、指定通所介護の提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であり、その利用者に負担させることが適当と認められる費用は、その実費を徴収する。

５　第２項から第４項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第８条　通常の事業実施地域は、日光市の一部（旧今市市、旧日光市、旧藤原町）、塩谷町とする。

（緊急時等における対応方法）

第９条　生活相談員等は、指定通所介護を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第10条　センターは非常災害に関する具体的計画を策定し、防火管理者の指示のもとに毎年度定期的に非難、救出訓練及びその他の必要な訓練を実施する。

（その他運営に関する重要事項）

第11条　事業所は、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一　採用時研修　採用後６ヶ月以内

二　継続研修　年１回

２　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人三光会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、平成１２年　４月　１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１７年　６月　１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１７年１０月　１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１７年　４月　１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１８年　４月　１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２１年　４月　１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２４年　４月　１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２５年１２月　１日から施行する。